

日本ダンス・セラピー協会倫理規定

前文：

ダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーは、専門家としての技能と知識を人々の心とからだの健康増進に役立てるよう、誠心誠意努めるものである。そのためには、自らの行為の重要性を認識し、それに対する社会的及び倫理的責任を自覚しなければならない。さらに、常によりよい状態で人の心とからだにかかわることができるよう、自らの健康管理とダンスセラピストとしての自己研鑽に努めることを義務とする。そのため、以下の綱領を遵守する責任がある。

1.責任

ダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーは、自らの専門的業務の遂行とその結果に責任を持たなければならない。特に医療の中でセッションを行う場合は、参加者の主治医などの指示に従い、またその結果は常に医療スタッフと情報交換を行いながら、治療としての方針を検討するべきである。独断で「治療」行為を行ってはならない。また、セッションを共にする人々の基本的人権を尊重し、自己の営利、政治的目的、宗教的目的などでセッションを強要してはならない。

2.技能

ダンスセラピーは、訓練と経験を積み重ねて的確とみなされた技能を有するものが行うべき行為である。そのためダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーは、自己の知識や経験に甘んじることなく、高度の水準を保つよう知識や技能の習得に努めなければならない。同時に、自己の知識や技能の限界もわきまえておく必要がある。

3.秘密保持

セッション中に知り得た参加者の情報については、原則として口外してはならず秘密保持の責任を有する。但し専門家として参加者の治療にとって必要と判断した場合はこの限りではないが、常に人権尊重を考え、細心の注意を払わなければならない。

4.研究

ダンスセラピーに関する研究は、よりよい技法の開発等のために必要ではあるが、セッション参加者に負担や不利益をかけることは許されない。

5.身体接触

ダンスセラピーはその特性上、セッションにおいて参加者同士、または参加者とセラピストの身体接触が含まれる場合がある。ダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーは、この「ふれる」行為の重要性を常に意識し、参加者にとって不快や侵襲的にならぬよう、細心の注意を払わねばならない。

なお、上記の倫理規定に違背し協会の社会的信用を著しく傷つける行為があった場合、あるいは、資格更新に必要な手続きを怠った場合、理事会の議を経て資格を剥奪し除籍とすることがある。

1999年4月1日制定

2008年4月1日改定